

「振り込め詐欺対策の推進」に関する総合評価書の要旨

評価の対象	警察庁「振り込め詐欺対策室」設置以降、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」等に基づき、実施される施策
評価の期間	平成20年6月11日から平成23年12月31日までの間
評価の観点	本政策評価においては、主に振り込め詐欺対策に関する施策が有効であるかという観点から評価を行い、問題等のある施策があればその原因を明らかにし、今後の振り込め詐欺対策の在り方を示すことを目的とした。

総合評価書の概要は次のとおり。

第1 振り込め詐欺の検挙の徹底（3～6、32ページ）

【取組の内容】

振り込め詐欺の犯行グループに対する検挙活動を推進

【取組の結果】

振り込め詐欺の検挙件数、検挙人員及び検挙率はいずれも増加した。

一方、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額については、いずれも減少しており、被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

【政策への反映の方向性】

オレオレ詐欺が増加に転じていることから、今後、全国一体となった取締活動を更に強化する必要がある。

第2 不正に流通する預貯金口座対策（6～12、32ページ）

【取組の内容】

不正な口座の開設等に対する検挙活動の推進

口座凍結依頼の実施

凍結口座名義人リストの運用

【取組の結果】

口座詐欺等の検挙件数及び検挙人員はいずれも増加した。

口座凍結依頼は減少した。

凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの通報を端緒とした検挙は増加した。

口座を利用した犯行手口の件数が減少し、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与した。

【政策への反映の方向性】

振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められるが、犯行グループが口座を入手しにくくなったことを背景に、現金やキャッシュカードを直接被害者から受け取る手口が増加していることから、こうした現場実行犯の検挙及び犯行グループの上位者に対する突き上げ捜査を更に強化する必要がある。

第3 不正に流通する携帯電話対策（12～18、32、33 ページ）

【取組の内容】

不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動の推進
犯行に利用された携帯電話に対する契約者確認の求めの実施
犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施
偽変造運転免許証情報提供制度の運用

【取組の結果】

携帯電話端末詐欺等の検挙件数及び検挙人員はいずれも増加した。
契約者確認の求めの実施件数は減少した。
携帯電話事業者からの通報による携帯電話端末詐欺等の検挙は減少した。
振り込み詐欺に利用された携帯電話の回線数は減少していることから、取組は振り込み詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与した。

【政策への反映の方向性】

振り込み詐欺の認知件数の減少に寄与したものと認められるが、依然として多数の携帯電話の回線が振り込み詐欺に利用されていることから、引き続き、不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動等の諸対策を継続的に推進していく必要がある。

第4 その他の犯行ツール対策（18～23、33 ページ）

【取組の内容】

振り込み詐欺の犯行に利用される郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施
詐取金送付先リストの公表
電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施

【取組の結果等】

直近（平成 22～23 年）の郵便物受取サービスを利用した送金手段の割合が減少した。
電話転送サービスが利用することの多い、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の認知件数及び被害総額が減少している。

【政策への反映の方向性】

振り込み詐欺の認知件数の減少に寄与したものと認められるが、郵便物受取サービス事業者等は、犯行グループの匿名性を確保するために不可欠なツールであることから、不正な郵便物受取サービス契約の解約依頼を継続的に推進していく必要がある。

第5 被害予防対策（23～31、33、34 ページ）

【取組の内容】

国民一般を対象とした広報啓発活動の推進

被害者層に応じた広報啓発活動の推進

関係事業者等との連携等による官民一体となった被害防止活動の推進

【取組の結果等】

様々な警察活動の機会の活用、民間ボランティアや関係機関・団体との連携による広報啓発活動の結果、振り込め詐欺に対する国民の警戒力及び抵抗力の強化が図られ、振り込め詐欺の認知件数の減少に寄与したと認められる。

金融機関職員等の声掛けによる被害阻止率は上昇した。

金融機関によるATM利用限度額の初期設定引下げが進んでいる。

【政策への反映の方向性】

平成22年から再びオレオレ詐欺が増加傾向に転じており、現金受取型等の新たな手口が増加していることから、これまでの諸対策に加え、様々な手段方法を用いて、複線的に被害者層に情報を届ける必要がある。

金融機関職員等の声掛けによる被害阻止率は約20%であることから、向上の余地が認められる。

ATM利用限度額の初期設定引き下げを更に推進し、被害額を減少させることが必要である。

第6 総括（34～38 ページ）

【施策全体の評価】

平成20年6月に警察庁に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置し、同年7月に警察庁及び法務省においてアクションプランを策定・公表して、振り込め詐欺撲滅に向けた各種対策を強力に推進した結果、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額はいずれも大幅に減少したことから、振り込め詐欺対策の成果は上がったものと評価することができる。

【今後の施策の方向性】

振り込め詐欺の検挙件数及び検挙率は、16年から22年まで増加傾向にあったが、23年は減少したことから、「出し子」及び「受け子」といった現場実行犯から犯行グループ中核への突き上げ捜査を迅速かつ強力に推進するため、これまで以上に捜査の早期段階での合同・共同捜査の促進を図っていく。

オレオレ詐欺の増加傾向が止まらないことから、従来からの被害防止活動と併せて、被害者層である高齢者と併せ、その子や孫世代も対象とした複線的な被害防止の呼び掛けや留守番電話作戦等の新たな被害防止対策を展開し、被害の抑止を図っていく。

高齢者を主なターゲットとする未公開株・社債等の取引を装う詐欺等が多発している。この種の詐欺は、従来の振り込め詐欺の類型に該当しないものの、振り込め詐欺と犯行手口に共通性が見られることから、振り込め詐欺と併せて、取締活動及び被害防止のための広報啓発を一層強化していく。